

「人権地域映画会」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人権啓発事業の一環として、「人権地域映画会」(以下「映画会」という。)を実施することにより、あらゆる人権問題に対して正しい認識と人権擁護意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象団体)

第2条 映画会の開催を希望することができる者(以下「申込者」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 町政連絡事務嘱託員規則(昭和51年規則第14号)別表に定める地区
- (2) 町ホームページの住民活動団体一覧への掲載がある公益的活動を行う団体

(映画会の内容等)

第3条 映画会の内容は、人権主管課が所有する映像作品の上映及び人権擁護委員(岸和田人権擁護委員協議会熊取町地区委員会委員の中から人権主管課が依頼した者)による講話を行うものとする。

(開催日時等)

第4条 映画会の開催は、原則として熊取町の休日条例に規定する休日以外の日の午前9時から午後9時までの間で行うものとし、1時間以内とする。ただし、人権主管課長が了承したときは、これ以外により開催することができるものとする。

(開催場所等)

第5条 映画会の開催場所は、原則として町内の公共施設またはそれに準ずる施設とする。ただし、これら以外の場所については、人権主管課長と協議して決定するものとする。

2 映画会の開催に係る会場の手配は、原則として申込者において行うものとする。

(申込)

第6条 申込者は、原則として開催希望日の3週間前までに、人権地域映画会申込書(様式第1号)を人権主管課長に提出するものとする。

2 申込にあたっては、原則として映画会の参加人数が10人以上の予定であることとする。

3 同一の団体においては、同一年度内における申込は、原則として1回を限度とする。

(決定)

第7条 人権主管課長は、前条の申込があったときは、日程等を調整のうえ、映画会を行うかどうかを決定し、人権地域映画会決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 人権主管課長は、前条の映画会実施を決定する場合において、必要な条件を付することができる。

(実施費用等)

第8条 映画会開催に係る費用については、無料とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日より施行する。